

## 平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

### 第1 高等部の入学者選抜について

#### 1 高等特別支援学校

##### (1) 入学志願資格

高等特別支援学校に入学を志願することができる者は、知的障害者のうち、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の者で、公共交通機関等の利用により自力通学が可能な者とする。その他入学志願資格は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

##### (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

##### (3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書（中学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) その他必要な書類

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月1日（月）及び同月2日（火）の2日間とする。

ウ 出願に要する書類は、在学する中学校又は卒業した中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先の高等特別支援学校の校長に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の高等特別支援学校に提出するものとする。

エ 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等特別支援学校の校長に提出するものとする。

オ 出願は、県立学校（高等特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

##### (4) 学力検査等

ア 学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

##### (5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成28年2月8日（月）とし、会場は、志願先の高等特別支援学校とする。

##### (6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

##### (7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年2月15日（月）とする。

2 特別支援学校高等部（高等特別支援学校及び高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校高等部に入学を志願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書（中学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) その他必要な書類

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。

ウ 出願に要する書類は、中学校長を経由して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の特別支援学校に提出するものとする。

エ 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

オ 出願は、県立学校（特別支援学校高等部及び高等学校）を通じて1校とする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査、面接、その他必要な検査の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者で、特別支援学校高等部への入学を希望する者については、別に取り扱うものとする。

3 高等部専攻科（視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校に置くもの）

(1) 入学志願資格

高等部専攻科に入学を志願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成28年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書（高等学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

(ロ) 障害があることを証明する書類

(ハ) その他必要な書類

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。

ウ 出願に要する書類は、在学する高等学校又は卒業した高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）を経由して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

ただし、高等学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の特別支援学校に提出するものとする。

エ 高等学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者で、高等部専攻科への入学を希望する者については、別に取り扱うものとする。

## 第2 幼稚部の入学者選抜について

### 1 入学志願資格

特別支援学校の幼稚部に入学を志願することができる者は、障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成22年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた幼児
- (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成22年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた幼児

### 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

### 3 出願

#### (1) 出願に要する書類

- ア 入学願書
- イ 障害があることを証明する書類
- ウ その他必要な書類

(2) 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。

(3) 出願に要する書類は、保護者が作成して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

### 4 面接等

- (1) 面接
- (2) その他必要な検査

### 5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

### 6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

### 7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。

### 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者で、幼稚部への入学を希望する者については、別に取り扱うものとする。